グループホーム「和みの家」における
障がい者虐待事案の発生および公表の遅延に関するお詫びとご報告

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当法人の運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当法人が運営する障がい者グループホーム「和みの家」におきまして、令和６年９月３０日に発生いたしました虐待事案に関し、下記の通りご報告申し上げます。

本件につきましては、発生からご家族や関係機関への報告、および公表までに多大なる時間を要しました。被害に遭われた入居者様、ご家族様に対し、心より深くお詫び申し上げますとともに、関係者の皆様に多大なるご不安とご不信を抱かせる結果となりましたことを、深く反省しお詫び申し上げます。

１． 虐待事案の概要

令和６年９月３０日、当該施設において以下の事案が発生いたしました。

- **事案の内容：** 職員（A）が入居者様に対し不適切な発言（高圧的な言動）を行いました。また、その場に居合わせた職員（B）が、当該行為を制止せず看過いたしました。
- **発覚の経緯：** 職員（B）からグループホーム管理者およびグループホームサービス管理責任者へ報告があり発覚いたしました。見守りカメラにて事案の発生状況を確認、虐待防止委員会を開催し、城陽市福祉課へ通報しました。
- **行政による判断：** 城陽市福祉課による調査の結果、職員（A）の行為は「心理的虐待」、職員（B）の行為は「ネグレクト（制止義務の不履行)」と認定されました。

２．報告および公表が遅延した経緯

本件発生後、直ちに行政への報告は行われましたが、当法人の内部における事態の把握、および事後対応の管理体制が極めて不十分であったため、以下の通りの遅延が発生いたしました。

- **第三者委員への報告：** 発生から約７ヶ月後（令和７年４月２５日）
- **ご家族への報告：** 発生から約８ヶ月後（令和７年５月２７日）
- **「きょうと福祉人材育成認証制度」への報告：**発生から約 10 ヶ月後（令和７年７月３１日）
- **ホームページ上での公表：** 発生から約１年７ヶ月後（本日）

本来、虐待事案は迅速かつ透明性をもって報告・公表されるべきものであり、今回の遅滞は当法人のコンプライアンス意識の欠如と、重大事案に対する危機管理体制の不備によるものと重く受け止めております。

３．現在までの対応と再発防止策

事案発覚後、現在までに以下の対応を完了し、継続的な改善を図っております。

① **当事者への対応**

- **職員（A）について：** 当該職員は派遣労働者であったことから、判明後ただちに所属する派遣元会社へ事実関係を詳細に報告いたしました。その後、派遣元会社からの派遣契約終了の申し入れを受理し、当該職員は退職しております。
- **職員（B）について：** 虐待を制止できなかった責任を重く受け止め、面接による注意・指導、就業規則に基づく減給処分を行いました。
- **和みの家のサービス管理責任者について：**面接による注意・指導を行いました。
- **うめの木福祉会の統括施設長について：**就業規則に基づく減給処分を行いました。
- **被害者およびご家族への対応：**被害を受けられた入居者様およびご家族様には、直接の謝罪と経過報告を行いました。

② **管理体制の見直し**

『虐待防止マニュアル』の改定を行い、虐待防止体制の見直し、虐待事案発生時の対応の見直しを行い、役員会および第三者委員への迅速な報告を適切に実施できるように整備いたしました。

③ **人権教育の徹底**

全職員を対象に、虐待防止および権利擁護に関する研修を定期的に実施し、風通しの良い組織づくりに努めております。

４.「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証停止について

本件発生に伴い、「きょうと福祉人材育成認証制度」について、下記の通り認証停止の通知を受けましたことを報告いたします。

- 基準日　　令和７年８月２１日
- 措　置　　認証を停止し、基準日から令和９年８月２０日まで宣言法人とする。ただし、基準日から１年が経過した日以後に認証停止の解除に係る審査を受けることができる。

５．結びに

改めて、被害を受けられた入居者様とご家族様に深くお詫び申し上げます。また、公表の遅れにより、関係者の皆様に不信感を抱かせる結果となりましたことを重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を深く反省し、ご利用者様が安心して安全に過ごしていただける環境を最優先に、二度とこのような不祥事、ならびに対応の不備を繰り返さないよう、法人一丸となって信頼回復に努めてまいります。

謹白

令和８年５月１３日

社会福祉法人うめの木福祉会
理事長　辻村　憲隆